

<b>様式 1 - 2</b>	家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等を譲渡する場合 (解体後の更地引き渡しの場合)
-----------------	--

※申請には、相続人ごとに300円の証紙が必要です (小郡市役所本館 1階で購入できます)

	必要書類 (申請書に添付)	発行機関	確認する内容
① <input type="checkbox"/>	<b>被相続人の住民票の除票(原則コピー不可)</b> ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居していた場合は、 <u>戸籍の附票</u> が必要	市町村窓口	被相続人の <b>死亡日、死亡時の居住地</b> を確認
② <input type="checkbox"/>	<b>相続人全員の住民票 (原則コピー不可)</b> ※ <u>解体日以降</u> の日付で発行された住民票 ※被相続人の死亡時以降、相続人が居住地を2回以上転居している場合は、 <u>戸籍の附票</u> が必要	市町村窓口	相続直前から家屋の解体滅失時まで、 <b>相続人全員が当該家屋に居住していなかったこと</b> を確認
③ <input type="checkbox"/>	<b>敷地 (土地) の売買契約書の写し</b> ※契約に関する全てのページ ※契約書から引渡日が確認できない場合、引渡日が確認できる書類 (譲渡後の土地の登記で所有権移転日の記載があるもの。土地代金の領収書控え等)	仲介業者等	相続した家屋の解体後の <b>敷地を引き渡した日</b> を確認 ( 年 月 日 )
④ <input type="checkbox"/>	<b>解体後の建物の閉鎖事項証明書 (原則コピー不可)</b> ※家屋が未登記の場合は解体工事の請負契約書のコピー等、取壊しを行った家屋の住所、取壊し日が確認できる書類の提出が必要	法務局	家屋の <b>新築日</b> ( 年 月 日 ) 相続した <b>家屋を解体した日</b> を確認 ( 年 月 日 )
<b>下記の(1)~(3)のいずれか</b>			
⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <b>(1) 電気、水道、ガスのいずれかの使用中止日が確認できる書類 (証明書等) の写し</b> 【代替書類】 ・電気、ガス、水道の使用廃止日時の領収書又は請求書 (当該家屋の住所記載があるもの) ・電気、ガス、水道の最終引落日が分かる通帳の写しまたはクレジットカードの明細等	電力会社 ガス会社 水道局営業所 など	相続した <b>家屋が「空き家」</b> の状態となっており、また解体後の <b>敷地を相続人が事業用等に使用していないこと</b> を確認  【条件】 (A)被相続人の死亡日から譲渡の時までに使用廃止をしていること  (B)空き家解体後の「 <b>敷地のみの広告</b> 」は認められません  ※(1)~(3)の書類が揃わない場合は要相談。(ヒアリング、その他の書類等で確認が必要)
	<input type="checkbox"/> <b>(2) 仲介業者による広告の写し</b> ※宅建業者による広告やインターネット広告の印刷物で、 <u>家屋の現況が空き家であり、かつ、解体後の更地引渡し</u> が明記されているもの	仲介業者 など	
	<input type="checkbox"/> <b>(3) 要件を満たしていることが容易に認められる書類の写し</b> ※空き家バンクに登録していたことの証明書等	/	
⑥ <input type="checkbox"/>	<b>取壊し後の更地の写真 (日付入)</b> ※日付は手書きでも可 ※解体後から譲渡までの間に撮影	解体業者 仲介業者 など	相続した家屋の解体後の <b>敷地が別の建物等の敷地の用の供されていないか</b> を確認

※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、**1ページ目の各書類と以下の⑦から⑨のすべての書類**をご用意ください。（平成31(2019)年4月1日以降の譲渡が対象）

必要書類（申請書に添付）		発行機関	確認する内容
<input type="checkbox"/>	<b>⑦ 被相続人の介護保険被保険者証または障害福祉サービス受給者証等の写し</b> 【代替書類】 ・要介護認定等の決定通知書、施設で発行された要介護等に関する記録書類等	市役所 入所施設 など	要介護、要支援、障害支援区分等の認定を受けていた、またはその他これに類する被相続人であることを確認
<input type="checkbox"/>	<b>⑧ 施設入所時の契約書の写し</b> ※契約に関する全ページのコピー ※施設の種類や状況によって、対象外になることもあるため、要確認。	入所施設 など	入所していた施設の名称、種類、所在地等を確認
<b>下記の(1)～(3)のいずれか</b>			
<input type="checkbox"/>	<b>⑨ □ (1) 電気、水道、ガスのいずれかの使用中止日が確認できる書類（証明書等）の写し</b> 【代替書類】 ・電気、ガス、水道の使用廃止日時の領収書又は請求書（当該家屋の住所記載があるもの） ・電気、ガス、水道の最終引落日が分かる通帳の写し又はクレジットカードの明細等	電力会社 ガス会社 水道局営業所 など	電気、ガス、水道いずれかの <b>契約名義人(支給人)及び使用中止日</b> を確認します。  被相続人が亡くなった時から、譲渡の時までの間に閉栓している必要があり、被相続人が施設に入所してからも、 <b>当該家屋が一定使用をされ、かつ事業の用、貸付の用、および被相続人以外の居住の用になっていなかったこと</b> を確認
	<b>□ (2) 老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録の写し</b>	入所施設 など	
	<b>□ (3) 要件を満たしていることが容易に認められる書類の写し</b> 【例】当該家屋を宛先住所とする被相続人宛の郵便物等		

備考

申請先：小郡市役所 都市計画課 建築指導係(西別館2階)

電話：0942-72-2111（内線353）

所在地：〒838-0198 小郡市小郡255番1